亀岡市　帯状疱疹ワクチンの定期接種について

対象者

●令和８年度に対象となる人

年齢	生年月日
６５歳	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日生
７０歳	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生
７５歳	昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日生
８０歳	昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日生
８５歳	昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生
９０歳	昭和 11 年 4 月 2 日～昭和 12 年 4 月 1 日生
９５歳	昭和 6 年 4 月 2 日～昭和 7 年 4 月 1 日生
１００歳	大正 15 年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日生

※６５歳以上の節目の年齢の人に、５年かけて順に定期接種の機会を設けるもので、対象となるのは今年度限りです。

●接種日時点で６０～６４歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人

接種方法

- この予防接種には、法律上の義務はありません。
  同封の厚生労働省のリーフレットを必ず読んでいただき、予防接種の効果や副反応のリスクを検討したうえで、接種を受けるかどうか決めてください。
- 希望するワクチンを２種類から選び、裏面の実施医療機関へ直接予約をして下さい。
- 裏面にない医療機関での接種を希望する場合は、手続きが必要となる場合があります。
  詳しくは、亀岡市健康増進課までお問い合わせください。
- 接種当日は、予診票（初回は２枚とも）と本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）をご持参ください。

接種費用

生ワクチン（１回接種で完了）　4,000 円×１回＝ **4,000 円**

組換えワクチン（２ヵ月の間隔で２回接種が必要）　10,000 円×２回＝**20,000 円**

※上記の費用で接種できるのは、２回目の接種についても令和９年３月３１日までです。

※生活保護世帯に属する人は、接種の前に健康増進課窓口で手続きすることで無料になります。

接種に係る注意点

- 病気や治療により、免疫の機能が低下している人は、生ワクチンの接種はできません。
- 生ワクチンの接種を希望する場合、輸血やガンマグロブリンの注射を受けた人は治療後３ヵ月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた人は治療後６ヵ月以上置いて接種してください。
- 組換えワクチンの接種を希望する場合、血小板減少症や凝固障害を有する人、抗凝固療法を実施している人は注意が必要です。
- ワクチンの接種後、３０分程度は安静にしてください。